

事故発生防止のための指針

社会福祉法人ともいき福祉会

1 事故発生防止に関する基本的な考え方

当施設は、質の高いサービスの提供と安全確保のため、事故防止に努め、事故時には速やかに対応できるよう職員研修を実施します。

2 事故発生防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、事故の未然防止と再発防止を目的に「事故発生防止委員会」を設置しています。構成は施設長、看護職員、介護職員等で、毎月1回開催し、報告の分析と防止策の検討・周知を行います。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

事故発生防止担当者：看護主任（又は同等の役割を担う看護師）

3 介護事故の防止のための職員研修（訓練）に関する基本方針

職員研修は年1回以上定期実施し、新任職員にも入職時に実施します。実施記録は保存し、継続的な教育に活用します。

4 事故・ヒヤリハットの報告方法及びその分析を通じた再発防止策の職員への周知

事故・ヒヤリハットは、様式に沿って速やかに報告し、状況や要因を分析した上で再発防止策を検討・職員に周知します。報告は懲罰を目的とせず、組織的な改善に活用します。策定した防止策は効果検証を行い、継続的な見直しに努めます。

5 事故発生時の対応

事故発生時は利用者の安全確保を最優先に対応し、必要に応じて家族・医療機関・行政へ速やかに報告します。損害発生時は保険対応とします。

6 介護事故対応等に係る苦情解決方法

苦情は苦情受付者が管理者に報告し、相談者の不利益が生じないよう適切に対応します。

7 当指針の閲覧について

本指針は入居者・家族が施設内でいつでも閲覧可能とします。

付則

2024年11月1日より施行。